



宣言解除後における 県の取組について

令和3年9月28日

宣言解除後の対応の概要

10月1日(金)～10月24日(日)

県民向け

- 基本的な感染防止対策の継続・外出時の慎重な行動を要請

- 営業時間の短縮要請

【時間等】

	マスク飲食実施店の認証店※	認証申請中	その他
営業時間	5時～21時	5時～20時	5時～20時
酒類提供	11時～20時	11時～19時30分	禁止
人数制限	1組4人以内 または 同居家族		

【区 域】県内全域

※現地確認の結果、認証条件を満たしていることを確認できた店舗を含む

【協力金】2.5万円／日(下限)

- 飲食を主に業とする店舗におけるカラオケ設備の提供停止要請(カラオケボックスは除く)
- ガイドライン遵守の要請

事業者向け

大規模
集客施設等

- 営業時間短縮の働きかけ(5時～21時まで)
- ガイドライン遵守の要請

イベント
開催

- 開催制限の要請 ※10月31日まで

【収 容 率】大声無:100%以内／大声有:50%以内

〈大声無〉クラシック音楽、演劇等 〈大声有〉ロックコンサート、スポーツイベント等

【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)

のいずれか大きいほう

※収容率、上限人数のいずれか小さいほう

- 時短等の働きかけ(21時まで)、ガイドライン遵守の要請

県民への要請

現在(~ 9月30日)

10月1日~10月24日

外出 自粛 要請

- 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請(法第45条第1項)
 - ・ 特に20時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で
 - ・ デルタ株への危機感を共有し、リスクある行動を回避 → 「人混みは危険」※混雑した場所への外出の5割減
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請(法第24条第9項)
- 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)やホームパーティー等をしない
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kを含む基本的感染防止対策等の徹底
- 感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

- 外出する際は、
 - ・ 「人混みは危険」という意識を持って、混雑している場所や時間を避けて少人数で慎重な行動を
 - ・ 特に21時以降の外出自粛(法第24条第9項)
- 企業における在宅勤務等の進捗状況を踏まえた、柔軟な働き方への対応
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請(法第24条第9項)
- 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)やホームパーティー等をしない
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kを含む基本的感染防止対策等の徹底、都道府県間の移動の際の基本的な感染防止対策の徹底
- 感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

事業者への要請(1)

現在(~ 9月30日)

10月1日~24日

○酒類(持込み含む)又はカラオケ設備を提供する飲食店等、カラオケ店には、休業を要請(法第45条第2項)

○酒類(持込み含む)又はカラオケ設備を提供しない飲食店等には、営業時間の短縮(5時から20時まで)を要請(法第45条第2項)

○感染防止対策の要請(法第45条第2項)

○ガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

○営業時間の短縮

	マスク飲食実施店の認証店※	認証申請中	その他
営業時間	5時~21時	5時~20時	5時~20時
酒類提供	11時~20時	11時~19時30分	禁止
人数制限	1組4人以内 または 同居家族		

※現地確認の結果、認証条件を満たしていることを確認できた店舗を含む

○飲食を主として業とする店舗におけるカラオケ設備の提供停止の要請(法第24条第9項)

○感染防止対策の要請(法第24条第9項)

○ガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

○5時から20時までの営業時間短縮要請(法第24条第9項)

○感染防止対策の要請(45条2項)
※デパ地下(24条9項)

○酒類提供自粛要請(持ち込み含む)(法第24条第9項)

○5時から21時までの営業時間短縮の働きかけ

○感染防止対策の要請(24条第9項)
※デパ地下含む

○酒類提供自粛(持ち込み含む)の働きかけ

事業者への要請(2)

現在(~ 9月30日)

○人数上限5,000人かつ収容率要件50%以内

施設の収容定員
人数上限 5,000人 かつ 収容率要件 50%以内

○5時～21時までの営業時間短縮要請(法第24条第9項)

○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ

○酒類提供自粛要請(持ち込み含む)(法第24条第9項)

10月1日～31日

○人数上限と収容率要件のいずれか小さい方

収容率		人数上限
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人 又は 収容定員50%以内 ($\leq 10,000$ 人) のいずれか大きい方
・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等	
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

○5時～21時までの営業時間短縮要請(法第24条第9項)

○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ

○酒類提供自粛(持ち込み含む)の働きかけ

イ
ベ
ン
ト

事業者への要請(3) 年末年始に向けたイベント制限

宣言解除後の経過措置が終了する11月以降は、収容率50%のみの制限となるため、年末年始等の大規模イベントの事前販売に、一定の歯止めをかける必要がある。

	収容率	人数上限
緊急事態宣言期間<~9月末>	50%	5,000人
解除後の経過措置(1ヶ月) ↓ <~10月末>	50% ・ 100% 歓声・声援等が 想定されるもの 歓声・声援等が 想定されないもの	5,000人又は 収容定員50%以内 ($\leq 10,000$ 人) のいずれか大きい方
経過措置終了後 <11月~>	50% ・ 100% 歓声・声援等が 想定されるもの 歓声・声援等が 想定されないもの	収容定員50%以内 (上限なし)

11月から令和4年1月末までのイベントの事前販売を10,000人上限とするよう依頼(働きかけ)

※今後の新規感染者や、政府の行動制限の緩和など、状況の変化に応じて制限緩和を検討

事業者への要請(4) その他

- 企業における在宅勤務等の推進
- 飲食を主としていない店舗において、カラオケ設備を提供する場合の感染防止対策の徹底
- 混雑回避のための整理及び誘導等、基本的感染防止対策の実施及び業界別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)

その他の対応

- 県民利用施設の利用制限は当面継続する。
- 命令等を行えないが、主要駅における飲食店の対応状況を適宜確認する。
- 県立高校等は、「分散登校」から「時差通学＋通常授業」に移行する。
 - ※ 解除後1週間程度は、地域の感染状況及び生徒の状況により校長判断で、「時差通学＋短縮授業」を可とする
 - ※ 登校が不安な生徒は、引き続き自宅でのオンライン等による学びを継続